結核患者転帰届出票

令和 年 月 日

三重県 保健所長 あて

医療機関所 在 地名称管理者名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 26 条において準用される法第 22 条の規定により、法第 19 条又は 20 条の規定に基づき当病院に入院する患者について、結核に係る病原体を保有していない又は症状が消失したことを下記のとおり確認したので届出します。

記

患者氏名				患者生		1		年	月	目	
患者住所											
	咳・発熱	年 月 日									
症状消失確認日	(喀痰検査結果)		検査方法	検体	検体採取日			判定年月日			
		1回目	塗抹・培養	年	月	目		年	月	目	
		2 回目	塗抹・培養	年	月	П		年	月	日	
		3 回目	塗抹・培養・PCR	年	月	日		年	月	日	
退院予定年月日		令和	年 月 日								
特記事項											
		主治医氏名									

【病原体を消失したことの確認方法について】

法第 26 条において準用される法第 22 条の「当該感染症の症状が消失したこが確認されたとき」とは、咳、発熱、結核菌を含む痰等の症状が消失したときとし、結核菌を含む痰の消失は、異なった日の喀痰の培養検査結果が連続して3回陰性であることをもって確認することとする。ただし、3回目の検査は、核酸増幅法の検査とすることもできる。その場合、核酸増幅法の検査結果が陽性であっても、その後の培養検査又は核酸増幅法の検査が陰性であった場合、連続して3回の陰性とみなすものとする。

- また、以下のアからウまでのすべてを満たした場合には、上記を確認できなくても解除できる。
 - ア 2週間以上の標準的化学療法が実施され、咳、発熱、痰等の症状が消失
 - イ <u>2週間以上の標準的化学療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹又は培養検査が連続して3回陰性</u> (3回目の検査は、原則として塗抹検査とする)
- ウ 患者が治療継続及び感染予防を理解し、かつ、退院後の治療継続及び感染予防が可能であることを確認 治療開始時に入院を要しない状態で、治療開始時の培養検査又は核酸増幅法の検査結果が陽性であることから就業 制限の通知がなされている場合は、<u>異なった日の喀痰の培養検査結果が連続して2回陰性</u>であることをもって確認し てもよいものとする。